

陳 情 文 書 表

受 理 番 号	陳 情 第 2 5 号
件 名	無料法律相談に関する「取り扱い要領」を定める等の適正な運用を 求めることについて
要 旨	<p>市が県弁護士会との契約で実施しているこの制度。相談会場は、市役所、各区役所、豊栄さわやか老人福祉センターで実施しており、受付事務を含めての取り扱いが、各会場で統一されてなく、市主管課の指導、監督が行われておらず、各会場に任せっきりの現状です。</p> <p>市主管課に、取り扱い要領を定め、各会場の取扱者が統一して、個人情報の管理等が適正に実施できるように要望しましたが、市は無料法律相談をPRするパンフレットがあるので、それで十分としています。しかし、その結果、相談した内容を市と県弁護士会の間でやりとりし、相談したことが市の他の部署に伝わっていました。</p> <p>相談の申し込みの受理簿を、弁護士が来所する前の、無施錠で無人の相談室に置いたままにしておく等、情報管理がなされていません。受理簿には、住所、電話番号等の個人情報が記載されていました。他の相談会場では、個人情報を削除し、新たに作成した一覧表を弁護士に提示しています。</p> <p>また、契約書では「弁護士を紹介する等の営業行為をしてはならない。」と定められていますが、県弁護士会は文書で「弁護士を紹介する行為自体何ら問題ありません。」と市に回答しています。市は、陳情者が相談の席上、「訴訟の弁護依頼をした。」と公言していますが、陳情者は「訴訟する気は一切なく、弁護依頼をしていない。」、「調査し、確認してくれ。」と市に再三申し入れをしました。しかし、市は「調査しない。」として議会の市民厚生常任委員会で「陳情者は訴訟の弁護依頼をした。」というような答弁をしました。その後、陳情者が相談を受けた弁護士に確認した結果、弁護依頼をしていないことを確認しています。</p> <p style="text-align: right;">(裏面につづく)</p>
付 託 年月日 委員会	<p style="text-align: center;">第 1 項 } 市民厚生常任委員会 } 第 4 項</p> <p>令和元年 9 月 13 日</p>
受 理	令和元年 9 月 9 日 第 292 号

陳情第25号

以上のことから、次のことを求め陳情いたします。

記

- 1 無料法律相談の取り扱い要領を定めること。
- 2 情報の管理を徹底すること。
- 3 相談内容を市と県弁護士会でやりとりしないこと。
- 4 事実を正確に調査すること。